

公 示

下記のとおり、独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用保険及び漁業災害補償関係業務に関する法律顧問業務の請負者を募集します。

平成22年6月4日
独立行政法人農林漁業信用基金

記

第1 事業名

独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用保険及び漁業災害補償関係業務（以下「信用基金の業務」という。）に関する法律顧問業務

第2 業務実施の目的及び概要

(1) 業務実施の目的

信用基金の業務に関する紛争の未然防止及び早期解決を目的とする。

(2) 業務実施の概要

信用基金の業務に関する法律上の問題等について、専門的な立場から指導及び助言を行う。

第3 参加資格

次のすべてに適合する者であること。

(1) 下記①及び②に該当しない者であること。

① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

(2) 次の各号の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後2年間経過している者であること。また、これらの者を代理人、支配人その他使用人として使用する者についても同様とする。

① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

⑥ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑦ 競争参加資格審査申請書及び添付書類の重要な事項又は事実についての虚偽の記載をし、

又は記載をしなかった者

⑧ 商法、その他の規定に違反して営業を行った者

(3) 弁護士法に規定された資格を有する弁護士であり、東京都又は近県に事務所を有するか、若しくは事務スペースを確保できる者であること。

第4 業務請負者の選定方法

「独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用保険及び漁業災害補償関係業務に関する法律顧問業務に係る企画競争応募要領」に基づき、企画書等提出された書類について審査を行い、業務請負契約候補者を1者選定する。

第5 企画競争資料等を交付する場所及び期間

交付場所：〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12 11F

独立行政法人農林漁業信用基金 漁業管理・融資室 業務推進課

電話：03-3294-5471 (担当：成澤、伊藤、宮垣)

交付期間：平成22年6月4日(金)～平成22年6月18日(金)

ただし、上記期間中(土日、祝休日を除く)の10時～12時及び13時～17時とする。

なお、企画競争資料等については、独立行政法人農林漁業信用基金ホームページ(<http://www.affcf.com>)に掲載する。

第6 企画書等の書類提出期限及び提出場所(問い合わせ先)

提出期限：平成22年6月18日(金)

提出場所：〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12 11F

独立行政法人農林漁業信用基金 漁業管理・融資室 業務推進課

電話：03-3294-5471 (担当：成澤、伊藤、宮垣)

第7 企画等の無効

本公示に示した参加資格を満たさない者の企画等は、無効とする。

第8 その他

本公示に記載なき事項は、「独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用保険及び漁業災害補償関係業務に関する法律顧問業務に係る企画競争応募要領」等による。

以上、公示する。